

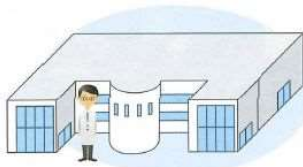
## 「地域再生法」に関する各種手続きについて

### ●地域再生法の概要

| 概 要                 | <p>地域再生法に基づく認定制度は、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、地方公共団体（県）が作成し、その認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し特別な措置を講じるものです。</p> <p>内閣総理大臣による地域再生計画の認定は、法及び地域再生基本方針等に基づき行われることとなります。</p>  |   |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
|---------------------|--|---|-----|------|---------|--------------------|---------------------------|--------|-----------------|---|--------|-----------------|-------------------------------------|--------|---------------|------------------------------|---------|------------------------------|------------------------|
| 根拠法令・例規             | 地域再生法 ほか   |   |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 対 象 地 域             | 「鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画」に定める区域<br>…志布志港周辺地域  |   |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 対 象 と な る 事 業 の 類 型 | <p><b>移転型事業</b><br/>東京 23 区内から本県への本社機能等の移転</p> <p><b>拡充型事業</b><br/>地方にある企業の本社機能等の移転・拡充</p>   |   |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 認定を受けるための主な要件       | <p>(1) 県の地域再生計画（鹿児島県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画）に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定業務施設（本社機能等）（注）の整備（新增設、賃貸借、用途変更）が行われていること</li> <li style="padding-left: 20px;">（注）事務所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他総務、人事等のいずれかの部門を有する事務所であって工場、営業所は含まれない）、研究所、研修所</li> <li>・ 事業の実施地域が県計画に記載する区域内であること</li> <li>・ 事業の実施期間が県計画期間内（平成 32 年 3 月 31 日まで）であること</li> </ul> <p>(2) 本社機能等において常時雇用する従業員数が 10 人（中小企業は 5 人）以上増加すること</p> <p>（新規雇用者の一部を東京 23 区からの転勤者とみなすことができる（東京 23 区での従業員減少分を上限））</p>  |   |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 特定業務施設（本社機能等）とは？    | <p style="text-align: center;"><b>事務所</b> 複数の事務所に対する業務または全社的な業務を行うもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 門</th> <th style="text-align: center;">具体例</th> <th style="text-align: center;">詳細説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">調査・企画部門</td> <td>企画部門，調査部門，経営戦略部門 等</td> <td>事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報処理部門</td> <td>電算処理部門，システム部門 等</td> <td>自社のためのシステム開発やプログラム作成等を行っている部門（商業に関するものは×）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">研究開発部門</td> <td>製品開発部門，技術開発部門 等</td> <td>基礎研究，応用研究，開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国際事業部門</td> <td>貿易部門，海外事業部門 等</td> <td>輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他管理部門</td> <td>総務部門，法務部門，人事部門，監査部門，施設管理部門 等</td> <td>総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門</td> </tr> </tbody> </table> | 部 門                                       | 具体例 | 詳細説明 | 調査・企画部門 | 企画部門，調査部門，経営戦略部門 等 | 事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門 | 情報処理部門 | 電算処理部門，システム部門 等 | 自社のためのシステム開発やプログラム作成等を行っている部門（商業に関するものは×） | 研究開発部門 | 製品開発部門，技術開発部門 等 | 基礎研究，応用研究，開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む） | 国際事業部門 | 貿易部門，海外事業部門 等 | 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門 | その他管理部門 | 総務部門，法務部門，人事部門，監査部門，施設管理部門 等 | 総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門 |
| 部 門                 | 具体例  | 詳細説明                                      |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 調査・企画部門             | 企画部門，調査部門，経営戦略部門 等   | 事業・商品等の企画・立案や市場調査を行っている部門                 |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 情報処理部門              | 電算処理部門，システム部門 等  | 自社のためのシステム開発やプログラム作成等を行っている部門（商業に関するものは×） |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 研究開発部門              | 製品開発部門，技術開発部門 等  | 基礎研究，応用研究，開発研究を行っている部門（研究所の統括業務も含む）       |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| 国際事業部門              | 貿易部門，海外事業部門 等  | 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門              |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |
| その他管理部門             | 総務部門，法務部門，人事部門，監査部門，施設管理部門 等   | 総務・経理・人事等の管理業務を行っている部門                    |     |      |         |                    |                           |        |                 |   |        |                 |                                     |        |               |                              |         |                              |                        |

### 研究所

事業所による研究開発において重要な役割を担うもの



### 研修所

事業所による人材育成において重要な役割を担うもの



(鹿児島県ホームページより)

## 移転型事業

### (1) 国税

#### <オフィス減税>

・ 建物等の取得価格に対する「特別償却」又は「税額控除」

⇒特別償却 25%または税額控除 7%

【適用対象】事業所等の建物、建物附属設備、構築物

【取得価格】2,000万円以上（中小企業1,000万以上）

【限度額】税額向上を活用の場合、当期法人税額等の20%

#### <雇用促進税制>

・ 雇用促進税制の諸要件を満たした場合、以下のとおり税額控除

⇒①60万円または30万円を税額控除（初年度・当該特定業務施設の当期1人あたり）

（注）ただし、新規雇用者のうち、非正規社員の比率が全国平均を超過した場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は10万円減額

⇒②①に加え、東京23区からの移転者を含む当該地方事務所の当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除を追加

（注）②は雇用を維持していれば、最大3年間継続

【適用要件】適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人（中小企業2人）以上増加

【限度額】雇用促進税制とオフィス減税を合わせて、当期法人税額等の30%

### (2) 地方税

・ 事業税

⇒3年間課税免除

・ 不動産取得税

⇒課税免除

・ 固定資産税

⇒3年間課税免除

【適用対象】減価償却資産（建物、建物附属設備、機械及び装置等）

【取得価格】3,800万円以上（中小企業1,900万以上）

## 拡充型事業

### (1) 国税

#### <オフィス減税>

優遇措置の概要

- ・建物等の取得価格に対する「特別償却」又は「税額控除」  
⇒特別償却 15%または税額控除 4%  
【適用対象】事業所等の建物、建物附属設備、構築物  
【取得価格】2,000 万円以上（中小企業 1,000 万以上）  
【限度額】税額向上を活用の場合、当期法人税額等の 20%

### <雇用促進税制>

- ・雇用促進税制の諸要件を満たした場合、特定業務施設の当期増加雇用者に対して「税額控除」

#### ①法人全体の雇用者増加率が 10%以上の場合

⇒1 人あたり 60 万円

(注)ただし、新規雇用者のうち、非正規社員の比率が全国平均を超過した場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は 10 万円減額

#### ②法人全体の雇用者増加率が 10%未満の場合

⇒1 人あたり 30 万円

(注)ただし、新規雇用者のうち、非正規社員の比率が全国平均を超過した場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は 10 万円減額

【適用要件】適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が 5 人（中小企業 2 人）以上増加

【限度額】雇用促進税制とオフィス減税を合わせて、当期法人税額等の 30%

## (2) 地方税

- ・不動産取得税

⇒税率を 10 分の 1 に軽減

- ・固定資産税

⇒税率を 3 年間軽減

(1 年目 : 0.14、2 年目 : 0.467、3 年目 : 0.933 に軽減)

【適用対象】減価償却資産（建物、建物附属設備、機械及び装置等）

【取得価格】3,800 万円以上（中小企業 1,900 万以上）

### ☆県独自の支援制度☆

要件を満たした場合、「県企業立地促進補助金」も利用可能！

交付要件：県外からの事業所の移転を伴うこと

## ●申請手続のスケジュール

### 1 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の作成

地方活力向上  
地域特定業務  
施設整備計画

地方活力向上地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するもの（特定業務施設）を整備する以下の事業の実施に関する計画

| <流れ>                       | <手続き・提出書類>   |
|----------------------------|--|
| <p>①申請<br/>(事業者→県)</p>     | <p>事業者は、県知事に、関係書類を提出します。(国規則第28条)</p> <p>(提出書類)</p> <p>①申請書<br/>(移転型事業は「別記様式第二十四」、拡充型事業は「別記様式第二十五」)</p> <p>②定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの</p> <p>③直近の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの</p> <p>④常時雇用する従業員の数を証する書類</p> <p>④その他(必要に応じ企業概要、パンフレット、計画図面等を添付)</p> <p>(提出先)</p> <p>〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号<br/>鹿児島県商工労働水産部産業立地課立地環境整備係<br/>TEL: 099-286-2985</p> |
| <p>②承認<br/>(県→事業者)</p>     | <p>県知事は、申請書を受理した日から、原則として一月以内に、認定に関する処分を行います。</p> <p>また、認定をしたときは、事業者に認定通知書が交付されます。(国規則第28条第2項・第3項)</p>   |
| <p>③実施状況報告<br/>(事業者→県)</p> | <p>事業者は、計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後1か月以内に、県知事に報告する必要があります。(国規則第36条)</p>   |

## 2 固定資産税の課税免除に関する申請

| <流れ>                       | <手続き・提出書類>  |
|----------------------------|---|
| <p>①申請書の提出<br/>(事業所→市)</p> | <p>固定資産税の不均一の課税を受けようとする認定事業者は、固定資産税の課税免除(不均一課税)申請書(様式第1号)を提出します。(市規則第2条第1項)</p>                                 |
| <p>②通知書の交付<br/>(市→事業所)</p> | <p>市は、不均一課税申請書を受理し、内容について審査を行い、当該不均一課税の可否を決定し、固定資産税の課税免除(不均一課税)承認(不承認)通知書(様式第2号)により、認定事業者に通知します。(市規則第2条第2項)</p> |
| <p>⑤各種届出<br/>(事業所→市)</p>   | <p>事業者は、<u>承認の日から最後の不均一課税を受ける年度の末日までの間において</u>、対象施設の事業の廃止又は休止があったときは、事業廃(休止)届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。(規則第4条)</p> |

※なお、事業者が以下のいずれかに該当したときは、指定を取り消し、課税免除が取り消されます。

- (1) 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を取り消されたとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適当であると認められるとき。